

令和2年10月16日

お客様 各位

さいたま農業協同組合

定型約款の一部改正について（お知らせ）

日頃より、JA さいたまをご利用いただき誠にありがとうございます。
次のとおり定型約款の一部を改正させていただきますので、お知らせいたします。

【改正となる定型約款】

JA ネットバンク利用規定

【改正日】

令和2年11月16日（月）

以上

JAネットバンク利用規定の一部改正について

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
<p>第1条 「JA ネットバンク」</p> <p>「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや<u>スマートフォン</u>など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。</p> <p>契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p> <p>第2条 サービス取扱時間 (省略)</p> <p>第3条 利用申込み</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 本サービスの申し込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JAネットバンク操作手引きの送付について(送付状)」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JAネットバンク操作手引きの送付について(送付状)」や<u>同封の資料</u>等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。</p> <p>第4条 本人確認 ～ (省略)</p> <p>第7条 振込・振替サービス</p> <p>第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」</p> <p>1. ～ (省略)</p> <p>12.</p> <p>13. 国庫金の収納は、歳入復代理店である<u>埼玉県信用農業協同組合連合会</u>が収納いたします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第1条 「JA ネットバンク」</p> <p>「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや<u>携帯電話</u>など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。</p> <p>契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p> <p>第2条 サービス取扱時間 (省略)</p> <p>第3条 利用申込み</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 本サービスの申し込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JAネットバンク操作手引きの送付について(送付状)」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JAネットバンク操作手引きの送付について(送付状)」や「<u>操作手引き</u>」等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。</p> <p>第4条 本人確認 ～ (省略)</p> <p>第7条 振込・振替サービス</p> <p>第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」</p> <p>1. ～ (省略)</p> <p>12.</p> <p>13. 国庫金の収納は、歳入代理店である<u>農林中央金庫</u>が収納いたします。</p> <p>(以下省略)</p>